

【フォーラム】

指定文の分析において
「中核名詞句」なる概念はどこまで妥当か
——西垣内 (2016) に対する批判的検討——

西山 佑 司 西 川 賢 哉
慶應義塾大学 (名誉教授) 国立国語研究所

【要旨】 指定文およびカキ料理構文を、内項と外項をとる「中核名詞句」から派生しようとする西垣内 (2016) の分析を批判的に検討する。西垣内の分析には、(i) 外項を要求しない指定文をこの枠組みでは説明できない、(ii) 指定文に課せられた条件「過不足なく指定する」は妥当ではない、(iii) 西垣内の提案する「談話演算子」なる概念装置は誤った予測をする、(iv) 中核名詞句に基づく逆行束縛現象の分析は一般性を欠く、という問題があることを指摘する。そして、指定文およびカキ料理構文の分析には西山 (2003) の言う「変項名詞句」なる概念が重要な役割を果たすこと、カキ料理構文の十全な分析には、飽和性を語から句にまで拡張する必要があることなどを論じる*。

キーワード：指定文、カキ料理構文、非飽和名詞 (句)、中核名詞句、変項名詞句

1. はじめに

日本語のコピュラ文「A は B だ」には多様な意味があるが、とくに、(1a) のような指定文と (1b) のような倒置指定文を区別することは重要である¹。

- (1) a. あの人は病いだ。 (指定文)
 b. この火事の原因は放火だ。 (倒置指定文)

周知のように、倒置指定文 (1b) は、「B が A だ」という形式を持つ指定文 (2) で言い替えることができる。

- (2) 放火がこの火事の原因だ。 (指定文)

西垣内 (2016) は、指定文の分析にとって、中核名詞句なる概念が不可欠であるという議論を展開した。本稿では、この議論を批判的に検討し、妥当な指定文分析はいかなるものかを考察する。

* 本論に目を通し、多くの有益なコメントを下された2名の査読者に謝意を表したい。

¹ 指定文と倒置指定文の区別についての詳細は西山 (2003) を参照。

2. 西垣内 (2016) の基本主張

西垣内 (2016: 137-138) の分析では、指定文 (3) は、(4) のような2つの項をとる名詞句—「中核名詞句」と呼ぶ—から派生される。

- (3) 東京が日本の首都だ。 [(N-1)]² (指定文)
 (4) [_{NP} 日本 (の) [_N 東京 (という) [_N 首都]]] [(N-5)]

西垣内によれば、中核名詞句の外項(「日本」)が主要部名詞「首都」の意味範囲を限定 (delimit) し、内項(「東京」)がその意味内容を「構成する」(constitute) または「過不足なく指定する」(exhaustively specify) という関係を持つ。そして、中核名詞句の内項(「東京」)が焦点化されることで指定文(3)が派生される。焦点化された要素が変項を含む構成素の意味を「過不足なく指定する」という関係が「指定文」の性質を説明する上で決定的に重要な概念である (p. 138)。さらに、中核名詞句の外項(「日本」)が主題化されることでカキ料理構文(5)が派生される (p. 148)。

- (5) 日本は東京が首都だ。 [(N-35)] (カキ料理構文)

3. 指定文と中核名詞句における外項

西垣内 (2016) の言う中核名詞句を基盤に据える指定文の捉え方には大きな問題がある。まず、中核名詞句は外項と内項という2つの項をとる名詞句であるとされるが、筆者の見解では、外項を要求するということは指定文の本質と無関係である。

西垣内 (2016) が指定文の基盤にある中核名詞句に外項が存在すると考えたのは、(3) のような例を典型的な指定文とみなしたことにあると思われる。(3) において「首都」はそれ単独で外延が決定できないという意味で、西山 (2003) の言う非飽和名詞であり、その外延決定のためにはパラメータの値が要求され、(3) では「日本 (の)」がそのパラメータの値になっている。このパラメータが西垣内 (2016) の言う外項にほかならない。つまり、(3) は (6) のタイプの文であり、しかも Z が非飽和名詞で、X がそのパラメータという緊張関係を結んでいるケースであるという点に注意すべきである。

- (6) Y が X の Z だ
 パラメータ 非飽和名詞
 ↑

しかし、日本語学で指定文「B が A だ」とみなされてきたものは、このタイプのものに限られるわけではない。

² [(N-1)] は、西垣内 (2016) における例文番号 (1) を表す。以下同様。

- (7) a. これが花子の首飾りだ。(花子の首飾りはこれだ。)

b. あの男がコレラ患者の兵士だ。(コレラ患者の兵士はあの男だ。)

c. あれがヒトラー総統邸の地下壕だ。(ヒトラー総統邸の地下壕はあれだ。)

これらはいずれも指定文「BがAだ」である。(7)の各文の括弧のなかの文「AはBだ」は倒置指定文であり、対応する指定文と意味が同じである。さて、(7)の各文は、形こそ(6)のタイプと同じであるものの、いずれもZとXが「非飽和名詞-パラメータ」という緊張関係を結んでいないという点で、(3)におけるZとXの関係と大きく異なる³。さらに、(7)の各文に対応するカキ料理構文「XはYがZだ」は(8)のように、いずれも容認性が低いことに注意すべきである⁴。

- (8) a. ?花子は、これが首飾りだ。

b. ?コレラ患者は、あの男が兵士だ。

c. ?ヒトラー総統邸は、あれが地下壕だ。

以上の考察は、(7)の各文においてXの位置に登場する名詞句は中核名詞句の外項でないことを示している。例えば、(7a)における「花子(の)」は、中核名詞句の指定部にあつて主要部名詞「首飾り」の意味的範囲を限定しているのではなく、主要部名詞の「首飾り」に付加される形で修飾しているからである。(7b,c)の「コレラ患者(の)」「ヒトラー総統邸(の)」も同様である。したがって、西垣内(2016)の言う中核名詞句を基盤に据える指定文の分析では、(7)の各文のような、外項を有さない名詞句を主要部として含む文を指定文として予測できないことになり問題である。

さらに次の文を見よう。

- (9) (天文教室で)

a. 生徒：どれが彗星ですか。

b. 先生：あれが彗星だ。(彗星はあれだ。)

(9b)はやはり指定文「BがAだ」であり、括弧のなかの文は対応する倒置指定文「AはBだ」である。「彗星」は飽和名詞であり、そもそもパラメータを要求しない。ということは、これらの名詞句を中核名詞句の主要部名詞句とみたととき、外項は存在しないのである。したがって、西垣内(2016)の分析では、この文をも指定文と正しく予測できなくなるであろう⁵。

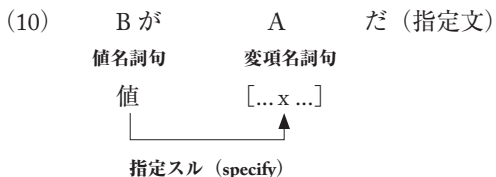
³ 西山(2003)と西川(2013a)の「NP₁のNP₂」の分類に従うと、(7a)の「花子の首飾り」はタイプA(NP₁と関係Rを有するNP₂)、(7b)の「コレラ患者の兵士」はタイプB(NP₁デアルNP₂)、(7c)の「ヒトラー総統邸の地下壕」はタイプF(譲渡不可能名詞NP₂とその基体表現NP_i)であり、いずれも、タイプD(非飽和名詞NP₂とそのパラメータの値NP₁)とは区別される。

⁴ カキ料理構文については5節で取り上げる。

⁵ 外項と内項を要求する中核名詞句という西垣内(2016)の枠組みでは、(i)のような典型的

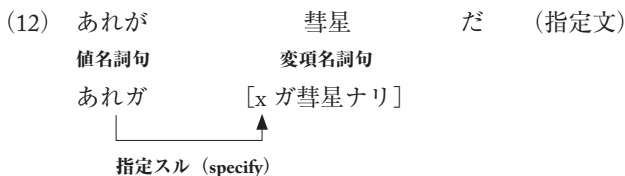
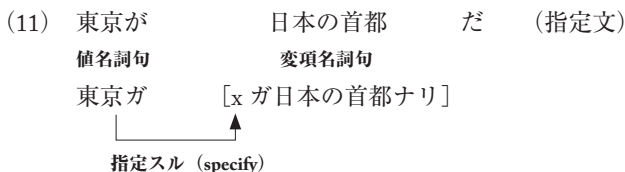
4. 「変項名詞句」による指定文の分析

指定文について、西垣内（2016）の中核名詞句による分析に対比されるものは、西山（2003）の変項名詞句による分析である。西山（2003）によれば、指定文「BがAだ」において、Aは命題関数を表す変項名詞句、Bはその命題関数の変項を埋める値を表す表現であり、文全体は、(10)のように、Aに含まれる変項の値をBでもって指定するという関係にある、とされる。



ここでは、西垣内の言う内項にあたるひとつの項だけが存在し、外項は存在しないという点で、内項と外項を含むとされる中核名詞句の考えと根本的に異なっている。

例えば、(3)は(11)のような意味構造を有し、(9b)は(12)のような意味構造を有するのであるが、いずれも指定文構造(10)が維持されているのである。



(7)の各文のような他の指定文についても同様である。

それに対して西垣内（2016）のように、中核名詞句を基盤に据える指定文の捉え方では、(3)に対する分析と、(7)の各文や(9b)に対する分析をこのように統一的に扱うことができない⁶。したがって、中核名詞句による指定文の分析は、言語学

な英語の指定文について、適切に処理できないという問題を抱える。

- (i) What I don't like about John is his tie. (Higgins 1979: 214)

なぜならば、(i)のWhat I don't like about Johnに外項を想定できないからである。

⁶ 査読者のひとり、何を指定文とみなすかについて西垣内（2016）とわれわれの間に齟齬があり、西垣内（2016）が考える「指定文」をわれわれの考える「指定文」の下位タイプと見

的に有意義な一般性を欠く分析であると言わざるをえない⁷。

なす可能性を指摘した。たしかに、西垣内 (2016) は (3) のケースのみを指定文と呼び、(7) や (9b) のケースを一義的には指定文とは呼ばないかもしれない。しかし、本節で触れたように、われわれの考える指定文「BがAだ」の基本的な意味構造は (10) であり、(11) (12) の構造が示すように、(3) ばかりでなく (7) も (9b) も (10) の具体例にはかならない。仮に、西垣内 (2016) が (3) のケースのみを指定文と呼ぶとするならば、それは (3) (7) (9b) の間の共通の意味構造 (10) を捉え損なうであろう。それに対して、われわれの立場では、(11) と (12) の共通性と同時に区別をも適切に捉えることができる。つまり、5 節で述べるように、指定文「BがAだ」における A が「パラメータと非飽和名詞 (句)」からなる内部構造を有している場合にかぎり、カキ料理構文が可能であることを規定することによって、(11) と (12) がいかなる点で異なるかをも正しく捉えることができる。

さらに、仮に西垣内 (2016) のように (3) のタイプの指定文に焦点を絞るとしても、5 節以降で論じる (i)「過不足なく指定する」という概念の妥当性、(ii)「談話演算子」に伴う予測、(iii) 逆行束縛現象の説明の難点、という問題点が西垣内 (2016) の枠組みではそのまま残るのである。⁷ 西垣内 (2016) の後に公刊された西垣内 (2017) では、西山 (2003) で言う「変項名詞句」という概念を一掃しているわけではなく、潜伏疑問文の分析において、その拡張概念を提案している。つまり変項名詞句を、その主要部が (ia) の「趣味」のような非飽和名詞か、(iia) の「小学校」のような飽和名詞かという観点で二つに分類し、(ib) と (iib) のようにそれぞれに異なった構造を立てる。

- (i) a. 太郎は洋子の趣味を尋ねた。(「趣味」: 非飽和名詞)
- b. [_{NP} 洋子の [_{N' Op} [_N 趣味]]]
- (ii) a. 警察官は、その女の子に彼女の通っている小学校をきいた。(「小学校」: 飽和名詞)
- b. [_{NP} [_{NP} 彼女の通っている小学校] (の) [_{N' Op}] [_N ID]]]

変項名詞句の主要部が飽和名詞の場合、(iib) のように、その真の主要部を、発音される形式の主要部 (「小学校」) ではなく、「identity」という意味を持つ ID という要素であると仮定する。このような構造を立てる根拠として、西垣内 (2017) は代名詞による照応現象を挙げる。

- (iii) マリは、ついに自分の好きな人を白状したが、|それ/*彼| はタカシくんではなかった。

すなわち、「自分の好きな人」を受ける代名詞として「彼」ではなく「それ」の方が適切であるという事実を、発音形式とは異なる主要部を立てる根拠とみなしているのである。

しかし、この議論には問題がある。(iv) が示すように、この現象は、主要部が飽和名詞の場合だけでなく、主要部が非飽和名詞の場合にも同様に観察されることに注意しよう。

- (iv) マリは、ついに自分の恋人を白状したが、|それ/*彼| はタカシくんではなかった。(「恋人」: 非飽和名詞)

そのため、西垣内 (2017) の議論に従えば、(iv) の下線部についても、発音形式とは違う主要部を立てることになるであろう。しかし、これでは、変項名詞句を二種類に分類した意義が失われるであろう。

われわれの分析によると、(iii) (iv) において「自分の好きな人」「自分の恋人」を「彼」ではなく「それ」で受けるのは、問題の名詞句が、指示的名詞句ではなく、変項名詞句の機能を果たしているからである、と説明される。ここでは、主要部名詞の飽和性は無関係である。

また、ID という主要部を仮定する根拠として、西垣内 (2017) は (iia) の下線部に「の名前」をつけると、意図されると思われる意味に近いものが得られるということを挙げている。

- (v) 警察官は、その女の子に彼女の通っている小学校の名前をきいた。

しかし、(iia) と (v) の意味はかなり異なる。(iia) においては、《[x ガ彼女の通っている小学校ナリ] の変項 x を埋める値を尋ねた》ことが意味されているのであり、埋める値の名前

5. 非飽和名詞句とカキ料理構文

こんどは (13) のような指定文およびそれに対応するカキ料理構文 (14) を考察しよう。

- (13) a. おはぎが太郎の好物だ。 (指定文)
 b. おはぎが太郎がいちばん好きな食べ物だ。 (指定文)
 (14) a. 太郎はおはぎが好物だ。 (カキ料理構文)
 b. 太郎はおはぎがいちばん好きな食べ物だ。 (カキ料理構文)

(13a) は (3) と同じ構造をもつ指定文であり, (14a) はそれに対応するカキ料理構文である。西山 (2003) によると, カキ料理構文には次のような制約が課せられる, とされる。

- (15) カキ料理構文の成立条件: 指定文「Yが, XのZだ」において, 「XのZ」が述語名詞句であるとき, Zが非飽和名詞で, Xがそのパラメータの値を表すときに限り, 対応するカキ料理構文「Xは, YがZだ」を構築することができる。 (西山 2003: 276)

一方, 西垣内 (2016) の分析に従えば, (13a) は (4) と同様, (16) の統語構造をもつ中核名詞句から内項 (「おはぎ」) が焦点化されることによって派生したものとみなすことができよう。

- (16) [NP 太郎 (の) [N' おはぎ (という) [N 好物]]]

そして, (16) の中核名詞句の外項 (「太郎」) が主題化されることによって, (14a) のようなカキ料理構文が派生されることになるであろう。

では, (13a) と意味が類似している (13b) は西垣内 (2016) の枠組みでどのように分析されるであろうか。注意すべきは, (13b) の「太郎がいちばん好きな食べ物」は, 意味的には「太郎の好物」と類似しているとはいえ, 統語的には「連体修飾節+飽和名詞」の構造を有しているという点である。したがって, (13b) については, (16) に類した統語構造を仮定するわけにはいかないのである。統語的には「連体修飾節+飽和名詞」は一つの構成素をなす故, (13b) については, むしろ (17) のような (外項なしの) 構造を立てることも可能であろう。

- (17) [NP __ [N' おはぎ (という) [N' [s 太郎がいちばん好きな] [N 食べ物]]]]

しかし, この構造では (13a) と (13b) [および (14a) と (14b)] の平行性をうまく捉えられないであろう。かといって, (13b) について,

- (18) [NP 太郎 (の) [N' おはぎ (という) [N' [s __がいちばん好きな] [N 食べ物]]]]

はここでは無関係であることに注意すべきである。

以上の考察から, 「拡大した変項名詞句」概念は言語学的に有意義でないとわざるをえない。

という構造を仮定するならば、(13a)と(13b)〔および(14a)と(14b)〕の平行性は保持できるものの、今度は(19)という〔連体修飾節+飽和名詞〕が有する統語的な構成要素を崩すことになり、これもまた問題である⁸。

(19) [N [s 太郎がいちばん好きな] [N 食べ物]]

要するに、西垣内(2016)の中核名詞句を基盤に据える指定文の分析では、(13b)のタイプの指定文について、内項の焦点化として扱うことができないばかりでなく、それに対応する(14b)のタイプのカキ料理構文を外項の主題化として扱うことができないのである。

このような西垣内の分析に対し、本稿では、非飽和名詞に加え、非飽和名詞句を認め、(14b)の「いちばん好きな食べ物」を(それ単独では外延を決定できないという意味で)非飽和名詞句、「太郎」を(それによって外延を決定できるという意味で)そのパラメータの値と分析する⁹。すなわち、(14a, b)はいずれも指定文(13a, b)に対応するカキ料理構文であり、「好物」「いちばん好きな食べ物」は非飽和名詞(句)、「太郎」はそのパラメータの値、として分析される。このように分析することで、(13)と(14)を平行的にとらえることが可能になる¹⁰。

⁸ 査読者のひとりには、(13b)の外項は「太郎がいちばん好きな」である可能性を指摘した。しかし、もし(13b)の外項が「太郎がいちばん好きな」であるならば、(13b)から(i)のようなカキ料理構文ができてしかるべきであるが、(i)は明らかに不適格な文である。

(i) ?太郎がいちばん好きなのは、おはぎが食べ物だ。

⁹ 西山(1990, 1993)は、「飽和/非飽和」という概念を「語」レベルのものと限定せず、句のレベルにまで適用できるものとみなしていた。一方、西山(2003)は三宅(2000)の議論を踏まえて、語彙の素性としての非飽和性しか認めない立場で論じている。しかし、西川(2013b: 183-184)は、(i)における「締めているネクタイ」がパラメータ「田中先生」をとることに着目し、非飽和性を名詞句レベルまで拡張する必要があることを論じた。

(i) 田中先生は締めているネクタイがしゃれている。

本稿では、西川のこの議論を踏まえて、句のレベルで規定される非飽和性も認める立場をとる。

¹⁰ 西垣内(2017: 134)は、(i) (ii)の例を使って、「非飽和名詞句」という概念装置を否定する議論を展開している。

- (i) a. 鈴木弁護士がその会社の訴訟相手だ。
b. 鈴木弁護士がその会社が訴えた人だ。— 西垣内(2017: 133)
(ii) a. 鈴木弁護士が訴訟相手である会社
b. ?鈴木弁護士が訴えた人である会社 — 西垣内(2017: 134)

もし(ii)の「訴えた人」が(i)の「訴訟相手」と同様、非飽和名詞句であるならば、「その会社」を主要部とする関係節についても対比が見られないはずであるが、実際には(ii)のように差異が見られるので、「訴えた人」が非飽和名詞句として働いていない、と西垣内は論じる。しかし、(i) (ii)にはこの表現特有の事情(おそらくは構造付与のしにくさ)があり、「非飽和名詞句」という概念を否定する例としては不適切である。名詞句が非飽和名詞句として働いている例は、本文(14)および注9の(i)の例以外に、(iiib), (iivb)のようなカキ料理構文を挙げることができる。

6. 指定文と「過不足なく指定」

西垣内 (2016) の中核名詞句による指定文の分析のもうひとつの重要な主張は、内項が主要部名詞の意味内容を「構成する」(constitute)または「過不足なく指定する」(exhaustively specify) という関係を持つとしている点である。ここで用いられている「構成する」という概念は、Higgins (1979: 150) が指定文 “B is A” において、「値名詞句 (B) は、変項名詞句 (A) の内容を構成しなければならない」という意味で用いられたものであるが、西垣内 (2016: 141) はそれを「過不足なく指定する」と言い換え、指定文の成立条件として (20) を提示している。

(20) 「指定文」の「焦点」は変項を含む構成素の意味内容を過不足なく指定 (exhaustively specify) していなければならない。[(N-19)]

そして、西垣内 (2016: 141) は、Higgins (1979: 150) が (21) を不可としたのは「[swimmingの] 他にも [Johnに] できないことはある」からだと主張する。

(21) *John's inability is to swim. [(N-15c)]

しかし、Higgins が (21) を不可とした真の理由は、その点にあるのではなく、swimming が John's inability を構成しないことにある。Higgins (1979: 150) が (21) について、

John may have an inability with respect to swimming, but swimming in no sense makes up his inability.

と述べているように、「水泳という点で John は無能である」とは言えても、「John の無能さは水泳からなる」とは言えないのである。つまり、John's inability は、他の何かの要素から構成されるようなものではないという理由で (21) は不可なのであって、過不足性は無関係である。

このように、「構成する」と「過不足なく指定する」は独立の概念であるにもかかわらず、「構成する」を「過不足なく指定する」に言い換えたことがまさに問題である。(20) の条件は指定文の規定にとって不要である。西山 (2003: 131) によれば、指定文は Wh 疑問文とそれに対する答えを単一の文のなかで実現している文であるが、Wh 疑問文が過不足ない答えを求めているのと同様、指定文も過不足ない値のリストを指定しているわけではないのである。例えば、

-
- (iii) a. これが太郎が寝る前にいつも飲むワインだ。 (指定文)
 b. 太郎はこれが寝る前にいつも飲むワインだ。 (カキ料理構文)
- (iv) a. そこ_iのおはぎが、各和菓子屋さん_jが自慢する商品だ。 (指定文)
 b. 各和菓子屋さん_jは、そこ_iのおはぎが、自慢する商品だ。 (カキ料理構文)

非飽和名詞句という概念装置なしでは、カキ料理構文の一般性をとらえることができないだろう。

- (22) a. A: 北海道出身の画家は (例えば) 誰だろう。
 b. B: 北海道出身の画家は太郎だ。 (倒置指定文)
 c. B: 太郎が北海道出身の画家だ。 (指定文)

(22b, c) の話し手 B は、北海道出身の画家は太郎以外に存在しないとはみなしていないであろう。それにもかかわらず、(22b) が倒置指定文であり、(22c) が指定文である事実には変わらないのである。査読者のひとは、このような観察が見られるのは、(22c) が西垣内の考える「指定文」の射程外にあるからではないかということを示唆した。しかし、以下に見るように、西垣内が考える (3) のタイプの指定文についても、「過不足なく指定」は必ずしも満たされないのである。

- (23) a. 主としてこれまでの市場長が豊洲盛り土問題の責任者である。(指定文)
 b. 豊洲盛り土問題は、主としてこれまでの市場長が責任者である。
 (カキ料理構文)

下線部の表現「主として」により、[x が豊洲盛り土問題の責任者ナリ] の変項 x の値を過不足なく指定していないことが示唆されるが、にもかかわらずこの文は適格である。

さらに次の例を観察しよう。

- (24) a. 甲：米国の長期金利上昇が、今回の円安の原因だよ。 (指定文)
 b. 乙：うん、そして、日銀の介入も、今回の円安の原因だ。 (指定文)
 (25) 今回の円安は、日銀の介入も原因だ。 (カキ料理構文)

(24a) は、命題関数 [x が今回の円安の原因ナリ] の変項 x の値を「米国の長期金利上昇」が埋めているという点で指定文である。(24b) は、同じ命題関数の変項の値をさらに「日銀の介入」が埋めているということを主張しており、やはり指定文である。このように、(24a) と (24b) は、命題関数とその変項の値の間に意味的緊張関係がある点でともに指定文であるが、(24b) のように追加の値を指定する場合は「A も B だ」という形式が可能である¹¹。さらに、(24b) が指定文であることは、(25) のようなカキ料理構文があることから裏付けられる。このように、(20) の条件に対しては多くの反例を挙げることができるのである。

さて、西山 (2003: 261) は、指定文 (26a) に対応するカキ料理構文 (26b) が容認不可能である理由を、「看護師」「医師」が飽和名詞である点に求めていた。

¹¹ 「A も B だ」タイプの指定文 (24b) については、対応する倒置指定文が (i) のように容認性が下がることもある。しかし、(24b) が指定文であることは否定されないことに注意すべきである。

(i) ?今回の円安の原因は、日銀の介入もだ。 (倒置指定文)

- (26) a. 花子が、この病院の {看護師／医師} だ。 [(N-70a)]
 b. ?この病院は、花子が {看護師／医師} だ。 [(N-70b)]

これに対し、西垣内 (2016) は (26) の例について次のように述べる。

通常病院には看護師、医師は複数いると考えるので、そのような通常状況では「花子」が「この病院の {看護師／医師}」を過不足なく指定するという (20) [(N-19)] の条件を満たしていないという根拠で (26a) [(N-70a)] は、通常状況では「指定文」ではない (略)。

- (27) [_{NP} この病院の [_N 花子 (という) [_N 看護師]]] [(N-71)]

通常状況で、病院に看護師が複数いる場合、この構造の内項である「花子」は「この病院の__看護師」を過不足なく構成するとは言えず、(27) [(N-71)] は「中核名詞句」の要件を満たしていないのである。(p.158)

しかし、(26a) を「通常状況では「指定文」ではない」とするのは奇妙である。病院には看護師は複数いると考える通常状況であっても、「誰がこの病院の看護師だろう」という問いを発し、それに (26a) の形で答えることは自然である。実際、(28) の会話において、(28b) は (28c) となら矛盾しないのである。

- (28) a. A: 誰がこの病院の看護師だろう。
 b. B: 花子がこの病院の看護師だ。
 c. C: たしかに。洋子もそうだよ。それから、咲子もそうだ。

ところが、西垣内 (2016: 6.1 節) において指定文の成立条件にとってこのように本質的であった条件 (20) を西垣内 (2016: 6.2 節) においては、指定文「O 大学の学生がこのコンビニの利用者だ」[(N-80a)] に関して、大幅に緩めて次のように述べる。

- (29) 「指定文」の「動機」は変項を含む構成素を意味的に特徴付けることであると考えれば、「病院の看護師」の値として「花子」を指定しても通常状況では前者を特徴付けることができないが、「コンビニの利用者」の値として「O 大学の学生」を指定すれば「コンビニの利用者」を意味的に特徴付けるに十分であるといったことではないかと思われる。変項を含む構成素を意味的に特徴付ける上でもっとも普通なのが「過不足ない指定」であるが、「値」の性質によっては「過不足ない指定」がなくても特徴付けに十分である場合があるということである。(p.162; 下線は引用者)

ここで「変項を含む構成素を意味的に特徴付ける」ということで何を意味しているのか明確でないし、指定文の「成立条件」と「成立動機」の違いもはっきりしないが、少なくとも、(29) の下線部が正しいかどうかは (意味論をも含めた) 文-文法レベルで決まるのではなく、コンテクストを考慮した語用論レベルではじめて

決まることであろう。だからといって、任意の文が指定文であるか否かは文－文法で決定できず、語用論の問題だという見解にまで西垣内（2016）はおそらくコミットしていないであろう。

ここで (22c) をもう一度見よう。

(22c) 太郎が北海道出身の画家だ。

北海道出身の画家は複数存在する以上、(22c) は条件 (20) に明らかに違反している。さらに、「太郎」で指示された人物がよほどの有名人でないかぎり、通常、「太郎」は、「北海道出身の画家」という変項を含む構成素を意味的に特徴付けることに寄与しないはずである。だからといって、文法的には (22c) は適格な指定文であるばかりでなく、語用論的にも自然に解釈可能な文であることは明らかである。ということは、(29) のように、条件 (20) を緩めた立場であっても、(22c) について間違った予測をしてしまうのである。

7. 「中核名詞句」における外項の機能

西垣内（2016: 158）は、(31) が「中核名詞句」の要件を満たしていないにもかかわらず、(30a) の容認性が低くないのは、この文が「(この3人の中で) 誰がこの病院の看護師ですか?」の答えとなる「総記」の解釈が可能だからであるとして、(30a) は (31) ではなくむしろ (32) のような「中核名詞句」から派生する、と主張する。

(30) a. 花子が、この病院の {看護師/医師} だ。 [(N-70a)] (= (26a))

b. ?この病院は、花子が {看護師/医師} だ。 [(N-70b)] (= (26b))

(31) [NP この病院の [N' 花子 (という) [N 看護師]]] [(N-71)] (= (27))

(32) [NP (この3人の中での) [N' 花子 (という) [この病院の看護師]]]

[(N-72)]

そして次のように述べる。

「中核名詞句」の外項つまり指定部に現れる項は主要部 N の意味的領域・範囲を限定するものである。この限定する要素として、(略)「この3人の中での」を意味する談話演算子 (discourse operator) の存在を仮定するのである。これは、「総記」の解釈に対する、まったく新しい統語論的アプローチである。

(30a) [(N-70a)] は、このような「中核名詞句」で、「この3人の中での」を発音しないものから派生されることが可能である。「この3人の中でのこの病院の看護師」なら、「花子」が過不足なく構成することができる。ここでは、「この病院の」は「中核名詞句」の指定部において「看護師」の意味的範囲を限定しているのではなく、主要部の「看護師」に付加されるかたちで修飾している。(略)

(32) [(N-72)] の内項「花子」が焦点化されることで、「指定文」が派生される。

(33) 花子が [NP (この3人の中での) [N' __ [この病院の看護師]]] だ。 [(N-73)]

名詞句指定部の「この3人の中での」が発音されなければ, (30a) [(N-70a)] となる。さらに, 名詞句指定部が主題化されることで, 次の文が派生される。

(34) (この3人の中では) 花子が [_{NP} __ [_{N'} __ [この病院の看護師]]] だ。[(N-74)]

これが, われわれの分析での (30a) [(N-70a)] に対応する「カキ料理構文」である。「この3人の中では」が発音されなければ, 発音される形式としては (30a) [(N-70a)] と同じであるが。われわれの分析では, (30b) [(N-70b)] が派生されるには, 「中核名詞句」としての要件を満たしていない (31) [(N-71)] から派生する以外に方法がないことが (30b) [(N-70b)] の容認性が低いことの説明である。(p. 159)

しかし, (30a) が, (32) のような「中核名詞句」から派生すると考えるのは問題である。「中核名詞句の外項, つまり指定部に現れる項は主要部 N の意味的領域・範囲を限定する」(p. 138) とされているが, (3) における外項(「日本」)が主要部名詞「首都」の意味範囲を限定する仕方と, (32) における外項(「この3人の中での」)が主要部名詞「この病院の看護師」の意味的領域・範囲を限定する仕方はまったく別である。前者は, 非飽和名詞「首都」に対するパラメータの役割を果たすのであるが, 後者は, 飽和名詞句「この病院の看護師」が命題関数 [_x ガこの病院の看護師ナリ] を構築しており, その変項 _x に入る値の領域を限定しているのである¹²。

その上, (34) を (30a) に対応する「カキ料理構文」とみなすことには重大な問題がある。(35) のようなカキ料理構文「X は Y が Z だ」は, 文全体は措定文である。

- (35) a. 日本は, 東京が首都だ。
b. カキ料理は, 広島が本場だ。
c. 太郎は, 青森が故郷だ。

例えば (35a) は, X(「日本」)の指示対象に「Y が Z だ」(「東京が首都だ」)で表される属性を帰す, という点で措定文である(西山 2003: 312)。しかし, (34) は, 「この3人の中では」の指示対象について, 「花子がこの病院の看護師である」という属性を帰していると読むことは不可能である。したがって, (34) のような文をカキ料理構文とみなすことはできない。

(34) がカキ料理構文ではありえないことは, 次の事実からも裏付けられる。上

¹² (3) における外項が主要部名詞の意味範囲を限定する仕方と, (31) における外項が主要部名詞の意味範囲を限定する仕方との本質的な違いは, 次の例を見れば一層はっきりする。

- (i) 3年B組のライバルは4年C組だ。
(ii) 3年B組では太郎のライバルは花子だ。

(i) の「3年B組」は非飽和名詞「ライバル」のパラメータであり, 西垣内 (2016) によれば外項である。一方, (ii) については「太郎」が非飽和名詞「ライバル」のパラメータであるので, 外項であり, 「3年B組」は外項とは言えなくなるはずである。ところが, 「談話演算子」の観点から言えば, (ii) では「3年B組」こそが外項であり, 「太郎」が外項とは言い難くなる。要するに, (i) と (ii) における「3年B組」のステータスが本質的に異なっているにもかかわらず, 西垣内 (2016) はその違いを無視しているのである。

述のごとく、カキ料理構文は文全体として措定文である。一般に措定文を基礎にして、その主語を主要部にする装定表現（連体修飾節構造）を構築することができる。したがって、(36)のように、括弧のなかのカキ料理構文、つまり措定文を基礎にして、装定表現を構築することは可能である。

- (36) a. [東京が首都である] 日本 (←日本は東京が首都だ。)
 b. [広島が本場である] カキ料理 (←カキ料理は広島が本場だ。)
 c. [青森が故郷である] 太郎 (←太郎は青森が故郷だ。)

ところが、(34) から、次のような装定表現を構築することはできない。

- (37) *[花子がこの病院の看護師である] この3人中
 (←この3人の中では花子がこの病院の看護師だ。)

この事実は、(34) を措定文とみなすことはできないことを示す。したがって、カキ料理構文は措定文である以上、(34) をカキ料理構文とみなすことはできないのである。この点で、(34) を「カキ料理構文」と主張する西垣内 (2016: 158) の分析は問題であると言わざるをえない。

さらに、談話演算子との関連で、次の例を見てみよう。

- (38) (なんと) 首相の息子があの秘密結社の会員だ。 (指定文)
 (39) あの秘密結社は (なんと) 首相の息子が会員だ。 (カキ料理構文)

(38) は直観的に指定文であることは明らかである。しかし、通常、どの会にも会員は複数いると想定される以上、「首相の息子」が「あの秘密結社の会員」を過不足なく指定しているとは言えない。もし西垣内のように、「看護師」の例 (26) について談話演算子を導入するという立場に立つならば、同様に「会員」の例 (38) についても、談話演算子を導入せざるをえないであろう。

- (40) [NP (この3人の中での) [N' 首相の息子 (という) [あの秘密結社の会員]]]

しかし、この中核名詞句から派生されるカキ料理構文は、

- (41) (この3人の中では) 首相の息子があの秘密結社の会員だ。

のようなものとなり、真正のカキ料理構文 (39) が可能であることを説明できない。一方、

- (42) [NP あの秘密結社 (の) [N' 首相の息子 (という) [N 会員]]]

のような中核名詞句を仮定すると、カキ料理構文 (39) の派生は可能になるものの、今度は談話演算子の居場所がなくなり、その結果「過不足なく指定する」という条件を満たさず、(38) (39) が不適格であるという、事実と反する予測をすることになる。要するに、談話演算子なる概念を導入したことにより、(38) (39) を適切に

説明することができなくなってしまうのである。

8. 逆行束縛

西垣内 (2016) によると, 中核名詞句を仮定することによって初めて指定文 (43) に見られる逆行束縛を説明できる, とされる。

- (43) a. 自分_iの父親が太郎_iの誇りだ。
b. 自分_iの長い髪が太郎_iの自慢だ。 [(N-39)]

すなわち, (43) に見られる逆行束縛現象は, (44) のような中核名詞句において, 「自分」とその先行詞 (「太郎」) の間の c 統御関係が成立していることによって説明される。

- (44) [NP 太郎 (の) [N' 自分の父親 (という) [N 誇り]]]

指定文「B が A だ」に見られる逆行束縛について注意すべきは, 必ずしも A が「NP₁ の NP₂」という形式をなしていなくても可能だという点である。例えば, 以下のように, 変項名詞句 A が「連体修飾節 + 飽和名詞」という形式で表現されている指定文についても逆行束縛は観察される。

- (45) a. 自分_iの父親が, [太郎_iが誇りに思っている人] だ。
b. 自分_iの長い髪が, [太郎_iがいつも自慢しているもの] だ。

西垣内の枠組みでは, (45a) (45b) のように, 変項名詞句 A が「連体修飾節 + 飽和名詞」という形式で表現されている指定文における逆行束縛は説明できない。なぜならば, 西垣内の枠組みでは, (45a) の背後にある中核名詞句は (46) のようなものであり, そこでは「自分」の先行詞 (「太郎」) は中核名詞句の主要部 (波線部) の一部を構成しており, 外項の位置を占めていないからである。

- (46) [NP __ [N' 自分の父親 (という) [N 太郎が誇りに思っている人]]]

仮に (46) のような中核名詞句を仮定し, それによって (45a) に見られる逆行束縛を説明するためには, (46) の「太郎」を「外項」と呼ばざるを得なくなるが, それは (44) のような中核名詞句とは全く別のタイプの中核名詞句を仮定することが必要となる。(43) にみられる逆行束縛を中核名詞句 (44) で説明する一方, (45a) に見られる逆行束縛を (46) のような全く別のタイプの中核名詞句で説明するのであれば, 言語学的に有意義な一般性を欠く分析ということになり, その点で不備があると言わざるをえない。

逆行束縛が観察されるという点では, 次の例も同様である。

- (47) 自分_iの父親が, 太郎_iがもっとも尊敬している人だ。
(48) 自分_iの叔父が, 花子_iが応援しているピアニストだ。
(49) 自分_iの母親の作るおはぎが, 洋子_iがいちばん好きな食べ物だ。

ここでも「自分」の先行詞「太郎」「花子」「洋子」が(44)のタイプの中核名詞句の外項の位置を占めていないことに注意しよう。それにもかかわらず、ここでも逆行束縛が可能であることは西垣内の枠組みの問題点を露わにしている。

ちなみに、逆行束縛が成立している指定文「BがAだ」については、Aが「NP₁のNP₂」という形式であれ、「連体修飾節+飽和名詞」という形式であれ、対応するカキ料理構文が可能である。

- (50) a. 自分の父親が太郎の誇りだ。 (指定文) (= (43a))
 b. 太郎は自分の父親が誇りだ。 (カキ料理構文)
- (51) a. 自分の父親が、太郎が誇りに思っている人だ。 (指定文) (= (45a))
 b. 太郎は、自分の父親が、誇りに思っている人だ。 (カキ料理構文)

カキ料理構文(50b)(51b)において、「太郎」が「自分」をc統御しているという事実は、対応する指定文(50a)(51a)に見られる逆行束縛現象を説明するのに、中核名詞句とは別の概念装置が存在する可能性を示唆しており、興味深い。

9. 結語

以上の考察により、次の結論が得られる。

- (52) a. 指定文およびカキ料理構文を、内項と外項をとる「中核名詞句」から派生しようとする西垣内(2016)の分析は成功していない。なぜなら、(i)すべての指定文について外項を要求するという説明は一般性を欠く、(ii)指定文に対する条件「過不足なく指定する」は妥当ではない、(iii)「談話演算子」なる概念装置は誤った予測をする、(iv)中核名詞句を基盤に据える逆行束縛現象の説明は一般性を欠く、という問題点があるからである。
- b. 指定文の分析において不可欠なのは、中核名詞句ではなく、変項名詞句という概念装置である。

参 照 文 献

- Higgins, Francis Roger (1979) *The pseudo-cleft construction in English*. New York: Garland.
- 三宅知宏(2000)「名詞の「飽和性」について」『国文鶴見』35: 89-79.
- 西垣内泰介(2016)「『指定文』および関連する構文の構造と派生」『言語研究』150: 137-171.
- 西垣内泰介(2017)「『変項名詞句』の統語構造」*Theoretical and Applied Linguistics at Kobe Shoin* 20: 127-142.
- 西川賢哉(2013a)「『NP₁のNP₂』タイプF: 譲渡不可能名詞NP₂とその基体表現NP₁」西山佑司(編)『名詞句の世界: その意味と解釈の神秘に迫る』65-82. 東京: ひつじ書房.
- 西川賢哉(2013b)「二重コピュラ文としての「AはBがC(だ)」構文: 「象は鼻が長い」構文を中心に」西山佑司(編)『名詞句の世界: その意味と解釈の神秘に迫る』167-211. 東京: ひつじ書房.
- 西山佑司(1990)「『カキ料理は広島が本場だ』構文について: 飽和名詞句と非飽和名詞句」『慶

應義塾大学言語文化研究所紀要』22: 169–188.

西山佑司 (1993) 『「NP₁のNP₂」と“NP₂ of NP₁”』『日本語学』12(11): 65–71.

西山佑司 (2003) 『日本語名詞句の意味論と語用論：指示的名詞句と非指示的名詞句』東京：ひつじ書房.

執筆者連絡先：

[受領日 2017年10月19日

西川 賢哉

最終原稿受理日 2018年4月2日]

190-8561 東京都立川市緑町 10-2

国立国語研究所コーパス開発センター

e-mail: nishikawa@ninjal.ac.jp

Abstract

A Challenge to Nishigauchi's (2016) Analysis of the Specificational Sentence in terms of the 'Core Noun Phrase'

YUJI NISHIYAMA

KEN'YA NISHIKAWA

Professor Emeritus

The National Institute for

Keio University

Japanese Language and Linguistics

The present article discusses Nishigauchi's (2016) analysis of the specificational sentence and related constructions in terms of what he calls 'Core Noun Phrases.' Core Noun Phrases, according to Nishigauchi, demand both outer and inner arguments; the former delimits the semantic domain of the head Noun while the latter exhaustively specifies the semantic content of the head Noun as delimited by the outer argument. We point out four problems in his analysis: (i) it cannot explain specificational sentences which lack the outer argument, (ii) the alleged exhaustiveness of the specification is not empirically justified, (iii) the notion of 'discourse operator' makes wrong predictions, (iv) his analysis of backward binding phenomena misses significant generalizations. From these observations, we argue that his analysis is inadequate for an analysis of the specificational sentence and related constructions such as the *kaki ryori* construction. We further argue that the theoretical notion 'Noun Phrases Involving a Variable' (NPIV; Nishiyama 2003) is crucial in the analysis of the specificational sentence and related constructions, and that the extended notion of Saturated/Unsaturated Nouns (Nishiyama 2003) is indispensable for the adequate analysis of the *kaki ryori* construction.